

船橋市教育委員会会議 3月定例会会議録

1. 日 時 平成29年3月29日(水)
開 会 午後 3時00分
閉 会 午後 3時57分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴
4. 出席職員 教育次長 秋 山 孝
管理部長 原 口 正 人
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 佐 藤 宏 男
管理部参事兼施設課長 小 川 良 平
学校教育部参事兼保健体育課長 向 笠 真 司
学校教育部参事兼総合教育センター所長 秋 元 大 輔
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
学務課長 筒 井 道 広
指導課長 尾 楠 欣 也
社会教育課長 二 野 史 靖
文化課長 田久保 里 美
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
中央図書館長 金 子 昌 利
中央公民館長 塙 和 博
青少年センター所長 兵 田 正 文
学務課副主幹 石 渡 靖 之
指導課副主幹 掛 村 利 弘

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

- 議案第10号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第11号 船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について
- 議案第12号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について
- 議案第13号 教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について
- 議案第14号 船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第15号 船橋市運動公園等管理規則及び船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第16号 職員の任免について
- 議案第17号 職員の任免について
- 議案第18号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

- 報告第1号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 市立高等学校における学校外の学修の単位認定について
- (2) 船橋市における次期学習指導要領の小学校英語の先行実施について
- (3) 青少年センター北部分室寄附の受け入れについて
- (4) 平成28年度第52回教育研究論文受賞者について
- (5) 平成28年度第31回生涯学習フェアの実施報告について
- (6) 第69回優良公民館表彰の受賞について
- (7) 平成28年度「市民の力活用事業」の報告について
- (8) 船橋市文化振興基本方針の策定について
- (9) 「船橋市スポーツ資料展示室・コーナー」オープニング記念事業について
- (10) その他

6. 議事の内容

【教育長】

皆さん、こんにちは。

ただいまから、教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに会議録の承認についてお諮りいたします。

2月16日に開会しました、教育委員会会議2月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第16号及び議案第17号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に、議案第18号については、同規則第12条第1項第3号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、議案第16号及び議案第17号につきましては、関係理事者以外退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項(10)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第10号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第10号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊の4ページをご覧ください。

改正理由は、組織改正と分掌事務の一部見直し等に伴うものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。第9条の改正につきましては、学務課学校経理室を学校経理係として学務課に統合するものでございます。これは、室としてやや独立して業務を行う体制よりも、係として課の中に統合して、課の中での連携を強化し、一体的に業務を行う体制とするほうが望ましいためでございます。

次に、第12条の改正につきましては、教育総務課の分掌事務の「褒賞」のうち、叙位及び叙勲に関する事務を学務課に移管するものでございます。これは叙位及び叙勲の対象者が校長経験者であり、学務課が所管したほうが効率的であるためでございます。

次に、6ページ、第13条の改正でございます。これは学務課の分掌事務に、叙位及び叙勲に関することを加えたことと、学校経理室の分掌事務を学務課の分掌事務に改め

るものでございます。

次、7ページ、第14条の改正は、生涯スポーツ課の分掌事務であるスポーツ施設に関することですが、指定管理者による管理運営をしている武道センターと総合体育館を例示した上でスポーツ施設と定める改正でございます。これは市全体の規定の仕方になりますが、指定管理者による管理運営をしている施設につきましては、全てこのように明記する規定の仕方をとっておりますので、今回、整合性を図るものでございます。

以下、第16条、第17条、別表第1及び別表第2の改正と続きますが、これらは西図書館以外の図書館が指定管理者による管理運営となることに伴う改正でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

叙勲等の関係が学務課に移る理由を、もう少し詳しく教えていただけますか。

【教育総務課長】

現場を熟知している現職の教員の方が学務課におりますけれども、叙勲等の対象が教員の方なので、そのほうが効率がよいこと、また教職員の人事を所管しているのは学務課であるので、候補者を選定することなども、管理部よりも学務課のほうが効率がよく、漏れもないという事情からでございます。

以上です。

【佐藤委員】

では、教育委員会の関係している叙勲等というのは、教員しかいないということなのですか。

【教育総務課長】

校長経験者や、あとは学校医等になります。

以上です。

【教育長】

ほかにごございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第10号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第11号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第11号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

改正理由は、西図書館以外の図書館が、指定管理者による管理運営となることに伴うものでございます。

本冊の15ページをご覧ください。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。最初に第11条の改正ですが、右側が旧です。括弧書きの「（組織規則別表第2に規定する教育機関の係長を除く。）」という部分を削る改正です。

これは、今回、指定管理者による管理運営となる図書館3館に係がございましたが、今後、市の組織上の位置づけではなくなることによって、この組織規則別表第2に規定する教育機関に係がなくなりますので、このように改正いたします。

次に、別表第2の改正ですが、これも西図書館以外の3館が指定管理者による管理運営となることに伴う改正でございます。

次に、16ページ、船橋市教育委員会文書管理規程の別表の改正です。これは、公文書に付す文書記号を規定するものですが、西図書館以外の図書館が市の組織上の位置づけではなくなりますので、このように西図書館のみということで改正いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第11号「船橋市教育委員会事務決裁規程及び船橋市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第12号について教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第12号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」ご説明いたします。

本冊の19ページをご覧ください。

改正理由は、西図書館以外の図書館が指定管理者による管理運営となることに伴うものでございます。

改正内容は、現行では、右側のようになりますけれども、「何々図書館之印」「何々図書館長之印」と4館の図書館の公印を規定しておりましたが、市の組織上の位置づけは、今後、西図書館のみとなりますので、それに伴う改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第12号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号について教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第13号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令につい

て」ご説明いたします。

本冊の23ページをご覧ください。

改正理由は、同じく西図書館以外の図書館が指定管理者による管理運営となることに伴うものでございます。

第1条、上から4行目になります。旧の部分、上から4行目「図書館」、これは4館を規定するものでしたが、これが左側、「新」のところで、「西図書館」と1つの館に改正いたします。それ以下、その他の部分につきましては、「図書館」を「西図書館」にするという改正を機に、単に規定の仕方を整理した改正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第13号「教育長の所掌事務の一部を委任する規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第13号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第14号について、中央図書館、説明願います。

【中央図書館長】

議案第14号「船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」説明させていただきます。

資料は本冊の25ページからですが、新旧対照表、29ページをご覧ください。

まず、第1条ですが、平成28年4月に図書館条例が全部改正されたことに伴い、昭和56年船橋市条例第22号を、平成28年船橋市条例第27号に変更いたします。

次に、第4条については、各館の開館時間を、第5条では開館日を規定していましたが、条例で既に規定していますので、これを削除し、第4条として開館時間及び休館日の変更等ということで、指定管理者が臨時に開館時間を変更しようとするとき、また、臨時に休館日を変更し、もしくは休館日を設けようとするときは、開館時間変更等承認申請書、これは第3号様式になりますけれども、これにより教育委員会の承認を得なければならないという条文にして、第5条を削り第6条を第5条といたしました。

次に、資料、31ページをご覧ください。

第14条第1項中、団体への貸し出しの「東図書館に限る。」に「船橋市」を加え、「船橋市東図書館」といたします。

第16条第3項中では、「ステーションの設置場所は館長が定める」となっていましたので、「船橋市西図書館の」を加え、「船橋市西図書館の館長が定める」といたします。

資料、32ページです。

第20条中、図書館協議会の庶務は、「中央図書館」から「船橋市西図書館」に改めるものでございます。

以上が主な変更点ですが、第4条の開館時間と第5条の開館日数を第4条にまとめましたので、その結果、その他条文は1条ずつ繰り上がり、様式につきましては、第3号様式が入ったことによりまして、1号ずつふえて繰り下がることとなります。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

以前の条例変更案で、開館時間等を設定いただいたと思うのですがけれども、私の考え、価値観としては、これを規定するのはむしろ規則なのかなと思います。これは条例で規定しなければいけないものなのではないでしょうか。

【中央図書館長】

28年4月に、指定管理を導入するというところで、確かに図書館条例を全部改正しております。これにつきましては、やはり指定管理を導入することになりますと、規則ではなくて、条例で定めるという形になっておりますので、このようにしております。

以上です。

【教育長】

ほかに、よろしいですか。

それでは、議案第14号「船橋市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第14号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第15号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第15号「船橋市運動公園等管理規則及び船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

資料につきましては、本冊35ページから38ページとなります。

現在、船橋市都市公園条例に規定されております有料公園施設につきましては、船橋市教育委員会に対する事務委任規則第2条に基づきまして、教育委員会において管理運営等を委任されております。

平成29年4月1日に施行されます改正された船橋市都市公園条例におきまして、有料公園施設の中に、新たに「ふなばし三番瀬海浜公園」が加わりますが、「ふなばし三番瀬海浜公園」の管理運営につきましては指定管理者が行うことから、他の有料公園施設と異なり教育委員会に対し事務委任はなされません。そのため、有料公園施設に関する船橋市運動公園等管理規則及び船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正し、教育委員会で管理運営等を委任されている有料公園には「ふなばし三番瀬海浜公園」は含まれない趣旨の規定の整備を図るものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第15号「船橋市運動公園等管理規則及び船橋市教育委員会体育施設利用者カードの交付に関する規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第15号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、文化課、説明願います。

議案第18号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は、文化課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第1号、別冊1をご覧ください。

平成28年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が28名、行政への転出者が5名となり、市内に33名の新たな校長が配置できるようになりました。33名の新たな校長のうち、再任の校長が3名、県立高等学校からの新任校長が1名、市内の新任校長が29名です。56歳以下の年齢の若い新任校長につきましては、22名配置することができました。

次に、副校長でございます。

副校長でございますが、2名が校長へ昇任し、新任副校長は1名となります。

次に、教頭でございます。8ページになります。

教頭でございますが、退職者が7名、教頭から校長に昇任した者が3名です。教頭から教諭に降任した者が1名、行政に異動した者が16名おり、また、船橋中学校が教頭複数配置校となりましたので、平成28年度末は28名の新たな教頭を配置することが可能になりました。28名の新たな教頭のうち再任の教頭が8名、他市から転入する者が6名、市内の新任教頭が14名となっております。

そのほかに、管内他市に1名、新任教頭として配置されました。

以上、報告でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【鳥海委員】

質問です。差し支えない範囲で、8ページの教頭先生の降任という方が1名いらっしゃるの、何か知るべき理由というのがあるのか。あるいは、何か希望等々そういったものが通るものなのか、わからないので教えていただきたいと思います。

【学務課長】

詳しいことはなかなか申し上げられないところもあるのですが、こちらについては、本人の希望というところが主になるところでございます。

【鎌田教育長職務代理者】

ご発言の中に、教頭先生を複数置く学校がありましたが、その目安というか、どのようなルールがあるのか確認させてください。

【学務課長】

細かい数字は今、出せないのですが、生徒数、学級数に応じて教頭を複数配置することができます。

【鎌田教育長職務代理者】

では、必ず複数置きなさいということではなくて、それもできるということの理解でよろしいでしょうか。

【学務課長】

そのような解釈になります。

【教育長】

ほかにもし何かありましたら。

よろしいですか。

また何かありましたら、後からお願いします。

続きまして、報告事項（１）について学務課、報告願います。

【学務課長】

「市立高等学校における学校外の学修の単位認定について」です。こちら本冊の39ページになります。

市立船橋高等学校では、平成29年度から、年次進行で単位制に移行してまいりますが、高校大学連携教育や資格取得等を一層推進していく観点から、市立高等学校管理規則第19条の4に規定のある学校外の学修に関して、新たに単位認定を行うこととしました。

なお、教育課程は、指導課の所管でありますので、内容の説明については、この後、指導課が行います。

【指導課長】

単位認定の内容についてご報告いたします。

市立高等学校におきましては、来年度の入学生から通常の教科・科目の単位認定のほか、学校外の学修の単位認定を実施いたします。

認定する内容は2つありまして、資料39ページの1つ目が（1）高大連携教育における大学での講義の受講、2つ目が（2）の在学中に取得した検定資格について、それぞれ単位を認定いたします。

（1）につきましては、千葉工業大学、千葉商科大学及び神田外語大学と締結いたしました高大連携教育協定に基づきまして、高校生向けに開講された公開講座などを受講して、修了証書ですとか受講証明書などで成果を確認できた生徒に対して、修得単位として認定するようにいたします。

（2）につきましては、資料40ページでございますが、ここに示された検定資格を在学中に取得した場合、その検定資格に対応する教科・科目の単位に追加するものでございます。

例えば表の中央でございます実用英語技能検定で2級を取得した生徒について、コミュニケーション英語Ⅰに3単位プラスして、もともとこの授業で修得単位3単位ですので、合計6単位取得ということになります。

この（1）（2）の取り扱いにつきましては、それぞれ学校教育法施行規則97条、98条で、高等学校の校長の裁量で認められているところでございまして、県立高校でも既に実施されているところでございます。市立船橋高校でも、意欲的に学習活動を行った生徒に対して、より多くの修得単位を認めることで、学習面に関する新たな特徴づくりを進めてまいりたいと考えております。

ただし、学校外の学修に関しましては、単位の認定のみ行うことで評価は行いません。また、学習指導要領で定められております必修科目につきましては、変更ございませんので、学校外の学修をもってこれにかえることはできません。

以上でございます。

【教育長】

以上の説明ですけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【鎌田教育長職務代理者】

私の勤務先、千葉工業大学ですが、今年度はまだ単位認定はされていないということだと思いますけれども、予想以上に現段階でも受講される高校生が多くて、びっくりしています、とともに、包括協定を結ばせていただきましたが、やはり距離も隣の駅ということもあって、ちょっとした時間に、一こま分プラスアルファで来られるというので、大変いいことだなと思います。

この仕組み、単位化されると、よりそれが推進されると思いますけれども、高校生もそうなので、元気な後輩たちが来る大学生にとっても大変いいことだし、

また、このプログラムからもうまく大学に入っていただけるとすると、その単位認定を通してなじんだ大学に入れて、その分の余裕がまた次の学習に展開してくる。大変いい試みだなというふうに感じております。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【小島委員】

イメージとしては、平日の授業があるような時間にも、そういう連携している大学に行って受講するとか、そういうこともあったりするのでしょうか。

【指導課長】

それにつきましては、放課後、高校の授業が終わってから行くという形になります。

以上です。

【教育長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（2）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

「船橋市における次期学習指導要領の小学校英語の先行実施について」、資料4 1 ページをご覧ください。

平成32年度に全面実施されます次期小学校学習指導要領についてですが、英語関係では、3年生、4年生で外国語活動、5年生、6年生で外国語が教科として新設されます。文部科学省は平成30年度と31年度を先行実施期間としておりますが、本市におきましても、平成30年度、再来年度から次期学習指導要領の先行実施を予定しております。その際、現在、本市で実施している小学校1・2年生における英語教育についても継続する予定でございます。

来年度につきましては、現行どおりです。

資料4 1 ページの表にあります、再来年度より4学年から6学年において、年間授業時数がそれぞれ35時間、合計で105時間増え、現行と比べますと1.75倍の授業時数になります。

船橋市としては、次のページ、42ページにありますA、B、C、3つのパターンを

各小学校で選択して、実践研究を進めていく中で、全面実施のときの方向性を見定めていきたいと考えております。

現行ですと船橋市は、英語教育を重点施策としておりますことから、全ての小学校の英語の授業に関しましては、ALTを配置しております。そしてJCと言われております、英語が堪能な日本人を隔週派遣してまいりましたが、増時数の分のALTやJCをそのまま増やして派遣するということは、現実的でないと考えておりますが、学校の先生方や児童、保護者の期待もありますので、ALTやJCの配置につきましては、42ページの④を基本として、今後、有効な活用計画ですとか、配置計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

【教育長】

何かご質問ありますでしょうか。

【鎌田教育長職務代理者】

少し戻るのですけれども、先ほどの報告事項（1）で放課後に行くという話なのですが、単位制の場合に、履修によっては単位と単位の間があいたりする場合に、先ほど申し上げたように、授業の間を取って、有効にカリキュラムを組み立てる、ということはある得ないのでしょうか。

【学務課副主幹】

現実として、それは単位制ですと可能なのですが、今、市立高校で編成している教育課程表ですと、やはり割り当てた中からまずは選ぶ。だから、その時間を取らないで、例えば千葉工大さんへ行くというようなことは、今のところは想定しておりません。

将来的に、そういうようなことがもう少し、現実的になる可能性はあるかもしれませんが、今、動き始めている段階においては、1時間目から6時間目、あるいは7時間目の日もありますが、その後、放課後に、協定を結んでいる大学さん等へ行って、生徒が自主的に学習したというようなことを単位認定する形で動いております。

以上でございます。

【鎌田教育長職務代理者】

特に高校生に受けていただくような初歩的な科目や、導入的な科目だったりすると、大学のほうでもその辺を少し話し合っ、放課後にそういった科目をできれば配置するという配慮をしたほうがいいと思うので、それは連絡を取り合ったほうがいいかもしれないですね。最後は意見です。

【学務課副主幹】

今の意見については、市立高校においても、非常に有効な意見だと思えます。恐らく市立高校だけではなく、協定を結んでいる他の県立高校さんでも、同じようなケースがあるかと思えます。そういうような幾つかの協定を結んでいる高校が大学側と、特に千葉工大さんは駅のそばなものですから、そういうようなことが将来的には可能かと思えますが、現状としては、先ほど申したような形で、放課後ということをおのころは想定して動いていくということでご理解いただければと思えます。

【教育長】

大学のほうに、放課後にそういう科目を持ってもらうようお願いをしていくということが必要なのではないですか。今、希望者もいるということなので。

【学務課副主幹】

生徒のニーズを確認しながら、高校と話をし、大学さんと協定に基づいて話し合いをしていきたいと思っています。

【教育長】

せっかくのいい企画ですので、よろしくお願ひします。

それでは、(2)の報告に入りますけれども、何かありますでしょうか。英語です。

【佐藤委員】

学習指導要領の変更があつて、英語が入ってくるというのは、もう前からわかつてはいたのですけれども、全体的に授業が増えてしまう、時間が増えることになるのかなと思つと、学校の先生方の過密な労働に危惧するのですけれども、その辺はどうでしょうか。

【指導課長】

全面実施されます32年度からは、35時間ずつ、4年生以上では増えるということで、これにつきましては、42ページでございますように、短時間の学習、いわゆるモジュールとか、1コマ増やして実施するものと、複合型がありますが、次期学習指導要領では、各校それぞれのカリキュラムマネジメントが大切と言われておりますので、その研究も兼ねて、30年度から実施したいと思つております。

【教育長】

各学校で、このどれかでやってみるということで、学校によっては、それを実証してもらつて、市としてどの形でやっていくのがいいか、市としては方針は出さな

ければいけないと思いますので、とりあえず30年度をこれで、各学校のできる範囲でやってもらうということなのですね。

A型だと目いっぱいになってしまう。B型だと、今、朝読書など基礎学習を朝自習に入れたりしているの、それができなくなる。朝運動をしている学校もありますし、厳しいなとは思いますが、1時間空きをつくるとしたら、この1時間はモジュールのような形でということになると。

【佐藤委員】

こういった流れというのは、基本的には民意のあらわれだとよく言われていますけれども、私も含めて民意というのは、何でもやってほしいというのが民意ですので、その辺を先生方の中で、混乱を来さないような形でお願いしたいと思います。再来年度導入できるような形で、教育委員会も工夫したり、支援したりしてほしいなと思います。

【鳥海委員】

私も意見であります、この民意って、もともとどこから来たのかということを見ると、英語の授業を中学以降受けているのに、話せる人がほとんどいない。

きちんとした中学校の単語プラスアルファ、文法でかなりの部分の日常会話等々できるはずなのに、日本人はほとんどできていない。大体多くの方が中・高と6年学んでいるはずなのに、ほとんど話せないのはなぜかという不満があって、学習時間が短いのであるという考え。もう一つは、教え方にそもそも問題があるのだという考えです。

僕は両方なのかなというふうに思うので、早い時期から英語に触れさせるというのは大賛成なのですが、子どもたちが英語を嫌いにならないようにするというのは第一の目標かもしれませんし、次に、子どもにとっての1年間で、これだけであれば十分だよというような何か目標と、その目標が達成できているのかできていないのかという評価の仕方です。

ですから、基本的にはこれまでの英語の先生のやってきたことはだめなのだというところを大前提にした上で、きちんとした評価があって、それから今後、本格的にというときの教え方というのが非常に大事になるので、先生方も苦勞して、子どもたちも勉強時間が増えて、結果的に英語力であったり、英会話力であったりということが増えなかったら、英語嫌いをさらにつくるために、みんなで苦勞したということになりますので、この時間や労力は絶対に生かさなければいけないことの気合いといいますか、そういったものがあらわれるような評価システム、あるいは何度もそれをフィードバックして、よりよい教育方法というものが何かないと、何十年やってもだめだったことに対する一つの挑戦なのだという、その基本的な考え方というのがあらわれるような方法でやってみて、思いどおりにいかないのが教育かもしれませんが、ぜひそこは頑張ってくださいほしいなと思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございました。

私も英語を教えてきましたので、反省しております。

続きまして、報告事項（3）について、青少年センター、報告願います。

【青少年センター所長】

資料の43ページから45ページが該当いたします。

このたび高根台在住の市民の方から寄附していただいた青少年センター北部分室が写真のように完成し、3月1日付で寄附受け入れ手続を完了しました。引っ越し等も終了し、4月3日から業務を新しい場所で開始いたします。

今後、寄附していただいた方のご意向にかなうよう充実した取り組みを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】

説明ありましたが、中の様子も出ていますけれども、何かご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

【鎌田教育長職務代理者】

私も見させていただきまして、大変すばらしい、落ちついた雰囲気、いい感じかなと思えました。

ここは、民家に見えてしまう部分もあるのですが、**「青少年センター」**といった看板はつくのでしょうかという話と、ご寄附いただいた方に感謝するというようなメッセージみたいなものは、どこかに書かれるのでしょうか。その2点です。

【青少年センター所長】

写真では見づらいのですが、北部分室という看板があります。

それと、寄附をしていただいた方のお名前を書いたプレート、これがちょうどエアコンの室外機の上のところにあります。今はまだ目隠ししておりますけれども、今週末には業者に、全て外していただくようお願いしてあります。

以上でございます。

【教育長】

かなり大きく名前は書かせていただいています。

ほかに何かありますでしょうか。

これだけのものを今の時代に寄附してくださる方がいるということでも驚きますけれども、有効に使わせていただければいいかなと思っております。

それでは、続きまして、報告事項（４）から報告事項（９）については、定例の報告事項でありますので、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【佐藤委員】

「市民の力活用事業」ですが、昨年度の実績と今年の実績で、数字など何かわかりますか。

【中央公民館長】

この事業は、平成２７年度から始まりまして、平成２７年度は６事業、平成２８年度、今年度は９事業となっております。

以上です。

【教育長】

ということでしたが、よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

【鎌田教育長職務代理者】

報告事項（６）ですが、東部公民館、私も、大学に近いところにあるので、できるだけ講演会などいろいろ利用させていただいているのですけれども、この文部科学大臣賞というのは、大変名誉ある賞なのかなと思いますが、この賞を受けることによって、何か副賞というか特典などはあるのでしょうか。

【生涯学習部長】

文部科学大臣の表彰状と、プレートの盾、それをいただきまして、特典というのは特にはございません。

ただ、こちらに書いてあるとおり、全国で優良公民館表彰をいただいたのですが、実は、その上位表彰で最優秀館と優秀館がございます。その下に今まで、私どもの公民館で受けたのが、優良館表彰で、中央公民館と西部公民館、北部公民館。今度は、東部公民館ということで、優良館表彰は受けていますが、残念ながら優秀館表彰まではいっていませんので、今後、目指すのはそこかなと思います。

昨日の千葉日報にも大きく出ていますし、ミニコミにも出ていますが、地域の皆様と一緒にいただいた賞というふうに、東部公民館長はコメントしておりますので、そうい

った別な効果は出てくるのかなと思っております。

以上です。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（10）その他で、何か報告したいことがある方は
お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして、議案第17号の人事案件の審議に入りますので、関係職員以
外の方はご退席願います。

（関係職員以外退席）

【教育長】

それでは、議案第17号について、学務課、説明願います。

議案第17号「職員の任免について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議な
く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第16号の人事案件の審議に入りますので、関係職員以外の方は退
席願います。

（関係職員以外退席）

【教育長】

それでは、議案第16号について、教育総務課、説明願います。

議案第16号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員異
議なく原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

午後3時57分閉会